

～厚生労働大臣が定める揭示事項～

保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

九州厚生局への届出事項

< 基本診療料の施設基準等 >

- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 短期滞在手術等基本料 1

< 特掲診療料の施設基準等 >

- ・ 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ 酸素単価

コンタクト診療に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合しているため、九州厚生局に届け出を行っています。

1. 初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的とされている方で、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は 200 点を算定します。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料を算定する場合があります。

明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨をお申し出ください。

短期滞在手術等基本料 1 について

白内障手術等の日帰り手術に関して、術後の患者の回復のために適切な専用の病床ならびに看護師の配置など、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。

院内掲示が義務付けられている手術件数

令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含む）72 件

硝子体茎頭微鏡下離断術（その他）15 件

